



■ 貞一郎
(大河・生々・みどりの会連合)

イオンの農振除外の申し出

質問 イオンの進出は、地域経済に本当にプラスになるか疑問を感じる。豊澤市政のとき、イオン進出による地域経済に与える影響をシミュレーションし、その根拠を持って反対したと思うが、それを市民に開示し、その上で判断すべきではないか。

答弁 本市の将来を左右する重大な事案であり、計画内容を精査の上、市民・市・能代山本圏域のためプラスになるのか、今後のまちづくり、土地の有効活用、地域経済への影響、市民の意向などについて慎重に検討し、判断したいと考えている。質問にあるシミュレーションは、あくまでも他のイオンスーパーセンターの敷地面積を例とした比例計算であるため、イオン側で想定している数字とは当然異なっているほか、業態がモール型ショッピングセンターへと変化しており、前提条件が変わっているため、単純に比較できないもの

と考えている。

住吉町住宅建てかえとまちづくり

質問 100戸以上の建設であれば、福祉施設の併設が必要となるが、松山町住宅に隣接する松原ホームも候補ではないか。候補だとするならば、松山町住宅も含めトータルとして考えたまちづくりのための住宅政策の見直しが必要ではないか。

答弁 建てかえに当たった複合施設について、事業採択要件として併設が求められているのは保育所または老人福祉法に定める施設等である。現在、その他の施設の併設が可能かどうかを県に問い合わせしており、回答内容によっては、松原ホームについても検討していく必要があると考えている。今後の市営住宅建てかえ事業は、市有地の活用策や中心市街地の定住人口の増加への貢献、高齢者や周辺環境等の配慮など、行政運営やまちづくりにおけるさまざまな視点から考えていかなければならない課題であると認識している。

■ 議員のその他の質問事項

○ 市長の政治倫理条例の制定について

議会運営委員会

行政視察報告

◆ 視察月日 11月8日～10日
◆ 視察市 神奈川県大和市
東京都武蔵村山市

自治基本条例について

大和市では、平成17年4月1日から大和市自治基本条例が施行された。この条例は、地方分権による新たな自治体運営の役割として、市民・議会・行政の三者が「自ら治める」ための基本的ルールを定め、大和市の「憲法」「条例の最高規範」として位置づけられている。

条例策定に当たっては、「案」の段階から市民の意見を反映させるため、「条例をつくる会」を組織し、市民（公募委員26人）、学識経験者、市職員、中立の立場で会議をまとめるファシリテーターの構成により、平成14年から作業を開始、3年間の策定期間中、182回に及ぶ会合が行われた。この間、さまざまな分野、年代、団体、個人からの意見をどう掌握していくかが大きな課題となり、皆さん大変苦労されたとのこと。また、会合が白熱し、深夜に及んだり、泊まりがけで行われたこともあったが、皆さん手弁当での参加であったとのことであった。

この条例の基本理念である「市民

一人ひとりが個人として尊重されること」「自らの意思と責任に基づいて自己決定すること」が今後どのような自治の発展につながるか注視するとともに、当市での自治基本条例の必要性についても考えていきたい。

請願・陳情の取り扱いについて

武蔵村山市では、請願の紹介議員が、審査する委員会に出席して説明を行っている。これは、常任委員会が一斉開催のため出席が可能なもので、請願者の願意をより正確に議会に伝えることができる。

また、陳情については、持参したものの及び郵送によるものも、原則として請願に準じて委員会審査しており、内容に疑義がある場合は議会運営委員会を取り扱いを協議しているとのこと。当市議会では4つの常任委員会を同時に開催するため、紹介議員は出席しない。ただし、必要があれば出席を求める場合もあるため、紹介議員の所属する委員会審査に少なからず支障を来す場合がある。

請願・陳情は、地方自治法に定められた市民の権利であり、願意の適切な把握とスピーディーな審査に努めているが、審査のあり方について、武蔵村山市の例を参考として考えていきたい。（伊藤）



武蔵村山市にて